

旧姓の通称使用のさらなる拡充を求める意見書

近年、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度についての議論がある。

令和3年12月に行われた内閣府の世論調査では、現在の制度である夫婦同姓制度を維持すること、選択的夫婦別姓制度を導入すること及び旧姓の通称使用についての法制度を設けることについて「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」27.0%、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」42.2%、「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」28.9%となっており、夫婦でそれぞれの婚姻前の名字・姓を名のることを希望する意見がある。

政府は、令和2年12月の「第5次男女共同参画基本計画」において、「現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。」とあり、また「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、さらなる検討を進める。」と明記した。

よって、国におかれては、国民を含めた議論を十分に深めると同時に、第5次男女共同参画基本計画で定められたように、婚姻により改姓した人に不便さや不利益が生じることがないように、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)

様